

クレジットライン規定（2005年8月31日までに契約された方） 新旧対照表

旧	新
<p>第6条（自動融資）</p> <p>1. お客さまは、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の口座振替契約による出金のため資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。なお、当社所定の口座振替契約による出金以外の場合には自動融資は実施されません。</p>	<p>第6条（自動融資）</p> <p>1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の口座振替契約または当社所定の海外でのATM利用による預金引出しを除くJNB Visaデビットの利用による出金のため資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。なお、当社所定の口座振替契約による出金以外の場合には自動融資は実施されません。</p>
<p>第6条（自動融資）</p> <p>3. 自動融資が利用された場合、当社は、貸越極度額の範囲内でその不足相当額をローン口座から自動的に出金し、返済用口座に入金します。</p>	<p>第6条（自動融資）</p> <p>3. 自動融資が利用された場合、当社は、貸越極度額の範囲内でその不足相当額をローン口座から自動的に出金し、返済用口座に入金することにより、貸付けを行います。本条に基づく融資も、本取引として本契約に基づき取り扱われるものとします。</p>
<p>第6条（自動融資）</p> <p>4. 返済用口座に対して同日に複数件の口座振替の請求があり、資金不足合計額が自動融資のできる額を超えるときは、そのいずれの口座振替請求相当分を自動融資するかは、当社の任意とします。</p>	<p>第6条（自動融資）</p> <p>4. 返済用口座に対して同日に複数件の口座振替の請求またはJNB Visaデビットの利用があり、資金不足合計額が自動融資のできる額を超えるときは、そのいずれの口座振替請求相当分を自動融資するかは、当社の任意とします。</p>

<p>第6条 (自動融資)</p> <p>5.</p> <p>※本項目は新設のため右記参照</p>	<p>第6条 (自動融資)</p> <p>5. 第1項に定める自動融資の対象となった出金に係る口座振替契約またはJNB Visaデビットの利用が取消された場合であっても、自動融資の効力に影響を与えないものとし、お客さまは、本契約に従って当該融資に係る金額を返済するものとします。</p>
<p>第7条 (振込時自動借入)</p> <p>1. お客さまは、本取引において、返済用口座がお客さまの指示に基づく振込による出金のため資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借入れるサービス（以下「振込時自動借入」といいます）を利用することができます。振込、振込予約、自動振込サービスにもご利用いただけます。</p>	<p>第7条 (振込時自動借入)</p> <p>1. お客さまは、本取引において、返済用口座がお客さまの指示に基づく振込による出金のため資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借入れるサービス（以下「振込時自動借入」といいます）を利用することができます。振込、振込予約、自動振込サービスにもご利用いただけます。</p>
<p>第7条 (振込時自動借入)</p> <p>3. 前条第2項および第3項の規定は、振込時自動借入にも準用するものとします。</p>	<p>第7条 (振込時自動借入)</p> <p>3. 前条第2項および第3項第3項から第5項の規定は、振込時自動借入にも準用するものとします。</p>